

(仮称) 道の駅しろいし整備事業 審査基準 修正箇所一覧表

No.	書類名	修正前 ページ	修正後 ページ	項	項目名	修正前：審査基準（令和5年12月）	修正後：審査基準（令和6年2月）
1	審査基準	2	2	第2章 2（2）	二次審査（提案審査）	技術審査は、審査会が提案書類に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに点数を付与する。その際、審査項目で0点の項目がある場合、あるいは技術審査点が基準点（100点）を満たすことが出来なかった場合は失格とする。	技術審査は、審査会が提案書類に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに点数を付与する。その際、審査項目で0点の項目がある場合（ただし、自主提案事業（提案施設）に係る項目は除く）、あるいは技術審査点が基準点（100点）を満たすことが出来なかった場合は失格とする。